

専決処分第 9 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決する。

平成 27 年 3 月 31 日

四万十町長 中尾 博憲

記

四万十町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例